

みよし市母子健康手帳アプリ導入業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市（以下「本市」という。）では、子育て支援施策の充実を図るため、母子健康手帳アプリを新たに導入する提案を募集し、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

みよし市母子健康手帳アプリ導入業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで

※本業務の履行期間は、令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までとします。契約締結日の翌日から令和6（2024）年3月31日までは導入期間とし、業務の開始準備及び既存の子育て支援アプリ「みよびよ」から登録者を移行する期間とします。

(4) 契約上限金額

令和6（2024）年度 金1,298,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案する見積額は、上記の額を超えないようにしてください。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。なお、契約候補者の選定については、みよし市母子健康手帳アプリ導入業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者として

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 公告日に、令和5年度みよし市競争入札参加資格者名簿に
大分類「03：役務の提供等」
中分類「08：コンピュータサービス」
小分類「04：インターネット関連サービス」
の業種において登録されている者であること
- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (5) 過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと

5 事前説明会

事前説明会は開催しない。

6 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第4号）に質問事項を記載の上、令和5（2023）年10月13日（金）までに、電子メール（こども相談課メールアドレス soudan@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、こども相談課へ提出してください。なお、メールの件名は「みよし市母子健康手帳アプリ導入業務質疑提出（社名）」とし、メールの送信後には速やかにこども相談課へ電話（電話番号0561-76-5310）でメール到着の有無を確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第5号）により、令和5（2023）年10月17日（火）までにホームページに掲載します。

7 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要調書（様式第2号）

（ア）法人の登記事項証明書の写しを添付

（イ）国税、都道府県税及び市町村税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（発行日から3か月以内のもの）の写しを添付

ウ 業務実績調書（様式第3号）

業務実績調書に記載したすべての契約書の写しを添付

エ 会社の概要が分かるもの（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市こども未来部こども相談課（みよし市役所庁舎2階）窓口に紙面で直接又は郵送で提出（郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着）するとともに、提出書類をPDF化し、電子メールで提出してください。

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地（みよし市役所庁舎2階）

みよし市こども未来部こども相談課（担当：九澤）

電子メール soudan@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(5) 提出期限

令和5（2023）年10月20日（金）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和5（2023）年10月24日（火）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(7) 参加の辞退

参加申込書（様式第1号）提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書（様式第6号）に必要事項を記入し、速やかにこども相談課へ直接又は郵送で提出してください。（ただし、郵送の場合は、事前にその旨を電話で連絡すること）

8 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、次に掲げる企画提案書等を提出してください。なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

| | 書類名 | 提出部数 | 備考 |
|---|----------------------|------|--|
| ア | 企画提案書等提出届 (様式第7号) | 1部 | 必要事項を漏れなく記入してください。 |
| イ | 企画提案書 (任意様式) | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> 仕様書に基づき、評価基準の項目を踏まえて作成してください。 企画提案書の表紙に「みよし市母子健康手帳アプリ導入業務 企画提案書」と記載してください。 令和7（2025）年度～令和10（2028）年度までの運用保守費用を記載すること。 正本及び副本を提出してください。 |
| ウ | 業務実施体制調書 (様式第8号) | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後の業務の実施体制について記入してください。 正本及び副本を提出してください。 |
| エ | 配置予定者調書 (様式第9号) | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記入してください。 正本及び副本を提出してください。 |
| オ | 工程計画書 (様式第10号) | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> 仕様書等を参考に作成してください、なお、子育てアプリ「みよびよ」から登録者を移行する期間を1か月程度設けてください。 正本及び副本を提出してください。 |
| カ | 見積提示金額調書 (様式第11号) | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> 正本及び副本を提出してください。 |

【書類作成時の注意事項】

- 書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。用紙の向きは縦向きとします。
- 言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とします。ただし、図表等はこの限りではありません。
- 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- 1事業者について1提案とします。
- 正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したもの**とし、アからカの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出してください。
- 副本は、正本の写しで、商号又は名称及び代表者氏名を記入せず**、イからカの順に並べ、1つのPDFファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

正本1部は、みよし市こども未来部こども相談課（みよし市役所庁舎2階）窓口へ直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着）で提出してください。

副本は、みよし市子ども未来部子ども相談課へ電子メールで提出してください。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 (みよし市役所庁舎 2 階)
みよし市子ども未来部子ども相談課 (担当：九澤)

電子メール soudan@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(4) 提出期限

令和 5 (2023) 年 10 月 31 日 (火) 午後 5 時まで ※期限厳守

9 審査の手続

審査については、次のとおり行います。

(1) 第 1 次審査 (書面審査)

ア 提出された企画提案書等について、別紙「評価基準」に従い書面審査を実施します。

イ 第 1 次審査の結果、点数が上位の 3 者に対し、第 2 次審査を行うものとします。ただし、企画提案書等の提出者が 3 者以下の場合は、第 1 次審査を省略し、2 次審査において書面審査を行います。

ウ 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 5 (2023) 年 11 月 2 日 (木) までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知します。

(2) 第 2 次審査 (プレゼンテーションによる審査)

ア 開催日時

令和 5 (2023) 年 11 月 21 日 (火) 午後 1 時 30 分から (予定)

イ 開催場所

みよし市役所庁舎 3 階 研修室 4・5

ウ 審査の方法

1 事業者につき 30 分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を 10 分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については 1 団体につき 3 名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、業務実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは 3 名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

10 契約候補者の選定

(1) みよし市母子健康手帳アプリ導入業務委託プロポーザル事業者選定委員会において、提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。

(2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

11 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

12 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

| 内容 | 期日・期間等 |
|-----------------|---|
| 公募の公告 | 令和5(2023)年10月5日(木) |
| 参加申込 | 令和5(2023)年10月5日(木)～令和5(2023)年10月20日(金) |
| 質問の受付 | 令和5(2023)年10月5日(木)～令和5(2023)年10月13日(金) |
| 企画提案書等の提出 | 令和5(2023)年10月24日(火)～令和5(2023)年10月31日(火) |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 令和5(2023)年11月21日(火) 予定 |
| プロポーザル事業者選定委員会 | 令和5(2023)年11月21日(火) 予定 |
| 結果通知 | 令和5(2023)年12月6日(水) 予定 |
| 契約締結 | 令和5(2023)年12月ごろ |

13 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係るすべての費用は参加者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。

(2) 本プロポーザルで導入するアプリは、令和10(2028)年度までを目途に使用する予定です。ただし、本業務に係る予算が令和6(2024)年度以降みよし市議会において不承認となった場合は、この限りではありません。

(3) 次に掲げる提案は無効とします。

ア 見積金額が限度額を超える提案をした場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査結果に影響力を行使しようとした場合